

～ 令和8年度放課後キッズクラブ利用料減免手続きのお知らせ ～

令和8年度からの主な変更点

- ①減免判定期間が統一されます。(原則9月～翌8月)
- ②減免開始時期が変わります。これまで提出書類によって異なっていた減免開始時期が、原則、申請月の翌月分からとなります。
- ③経過措置を適用します。令和8年度は従来の判定方法も併用し、早く減免対象となる場合はそちらを適用します。
- ④提出書類を簡素化します。減免申請に添付する書類は、すべて写しで可となります。

利用料減免制度の概要

3ページ目にあります、書類提出フロー図をご確認いただいた上で、申請手続きを^{*}してください。

注※申請が可能なのは令和8年12月までです。期限を過ぎた場合、減免の対象にはなりません。

減免対象者：すくすく【区分2】に登録している、以下いずれかに該当する方

- ① 横浜市就学援助を受けている世帯(以下就学援助世帯という)
- ② 市民税所得割非課税世帯(以下非課税世帯という)
- ③ 生活保護世帯

①～③の要件を満たさなくなった場合、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

減免額および減免対象費用：月額利用料を上限2,500円減免

※減免対象外 おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料(400円/回)及び保険加入料

(注意)虚偽または不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

①就学援助世帯の手続きについて

○R7年度に既に減免を受けている方→

R8年4月から8月までの期間の申請は不要です。※R7年度の書類で減免が続行されます。

R8年9月から(R9年8月まで)の分を、8月までに申請してください。

●R7年度に減免を受けていない方と1年生→8月までに申請すれば、4月に遡って減免が適用されます。※上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月の利用料から、減免の対象となります。(12月締切)

提出する書類 ◎『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に次のいずれかの書類の写しを添付してご提出ください。

- ・就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ
- ・就学援助費支給についてのお知らせ
- ・就学援助認定通知

児童扶養手当を受給している方は、左記の書類ではなく児童扶養手当証書【写し】の提出をお願いします。

②非課税世帯の手続きについて

OR7年度に既に減免を受けている方→

R8年4月から8月までの期間の申請は不要です。※R7年度の書類で減免が続行されます。

R8年9月から(R9年8月まで)の分を、8月までに申請してください。

●R7年度に減免を受けていない方と1年生→8月までに申請すれば、6月に遡って減免が適用されます。※3月までに申請をすれば、4月から減免適用となります。※3月までに申請する場合は、R7年度の下記添付書類が必要です。9月以降の分は、8月までにR8年度の下記添付書類が必要です。

※上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。(12月締切)

提出する書類 ◎『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に、世帯全員分の次のいずれかの書類の写しを添付してご提出ください。

- ・市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書
 - ・市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書
 - ・給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書
- ※非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。減免の対象となるためには、世帯全員が非課税である必要があります。※世帯全員の証明書をご提出ください。



尚、市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書は課税でも非課税でも同様の表記の証明書が発行されますため、市民税所得割部分が非課税であるかご確認ください。

③生活保護世帯の手続きについて

※生活保護の受給を開始した翌月から利用料減免の対象となります。

OR7年度に既に減免を受けている方→

R8年4月から8月までの期間の申請は不要です。※R7年度の書類で減免が続行されます。

R8年9月から(R9年8月まで)の分を、8月までに申請してください。

●R7年度に減免を受けていない方と1年生→随時申請してください。

※減免申請のあった月の翌月分の利用料から減免の対象となります。

提出する書類 ◎『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に次のいずれかの書類の写しを添付してご提出ください。

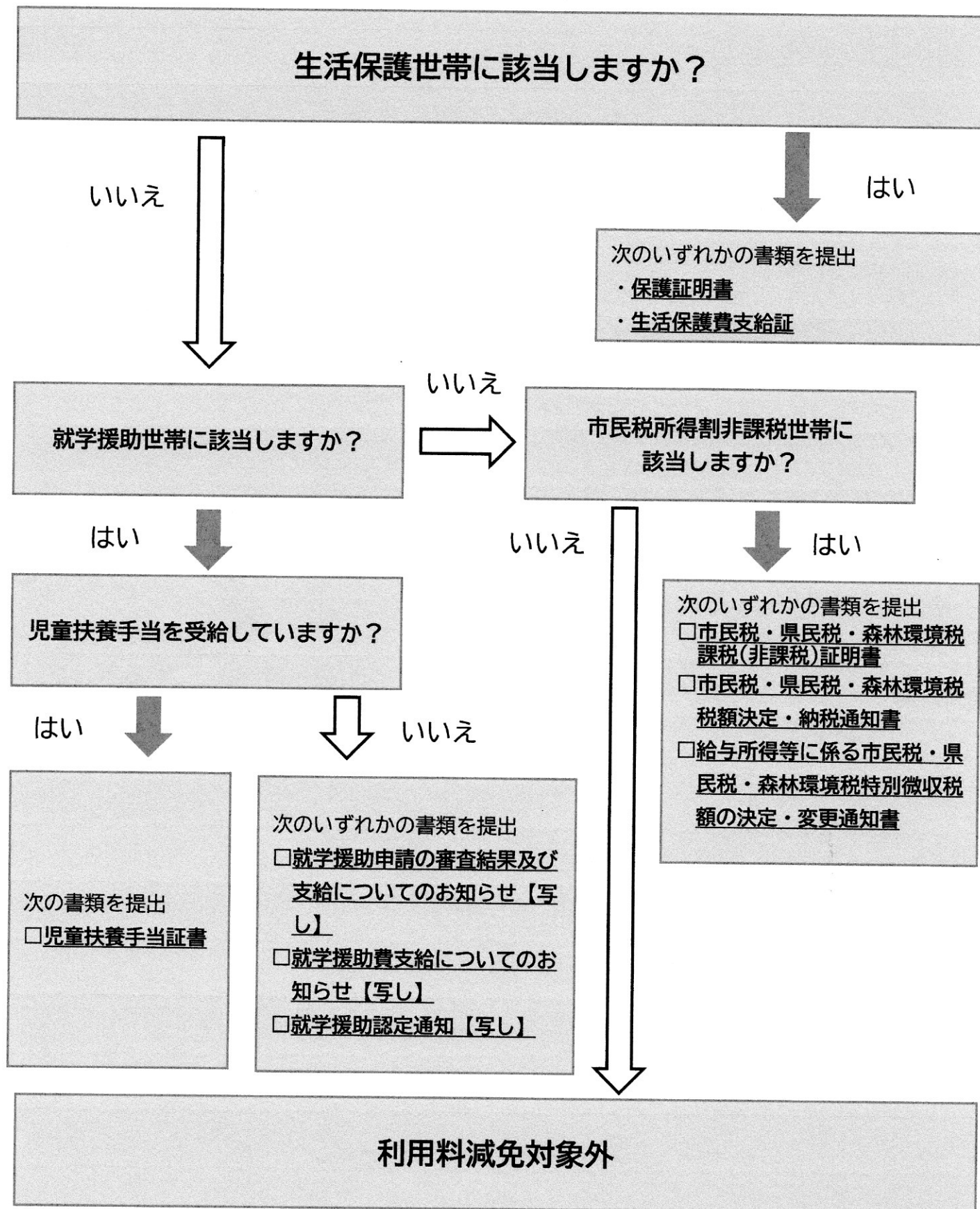
- ・保護証明書
- ・生活保護費支給証



保護証明書の発行は担当のケースワーカーに依頼してください。(無料)

【書類提出フロー図】

※減免申請の手続は、放課後 e-場所システムではなく、紙での申請となります。



【書類の説明】

世帯	提出書類	提出時期	備考
生活保護世帯	保護証明書	キッズクラブ の申込時 又は 減免の適用を 受けようとする時	保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料です。)
	生活保護費支給証		
市民税所得割 非課税世帯	市民税・県民税・森林 環境税課税（非課税） 証明書		区役所税務課や行政サービスコーナーで取得 することができます（1 件につき 300 円が かかります）。
	市民税・県民税・森林 環境税税額決定・納税 通知書		区役所で納入している場合は、区役所から送 付されます。
	給与所得等に係る市民 税・県民税・森林環境 税特別徴収税額の決 定・変更通知書		勤務先で徴収されている場合は、勤務先から もらえます。
就学援助世帯 （児童扶養手当 受給「有」）	児童扶養手当証書		有効期限内の証書に限ります。
就学援助世帯 （児童扶養手当 受給「無」）	就学援助申請の審査結 果及び支給についての お知らせ	8月まで 又は 8月以降は学 校から受理次 第速やかに	・ 4 月当初に申請をされた方は、7 月下旬頃 に学校から送付されます。 ・ 新入生を対象とした「入学準備費」とは異な ります。
	就学援助費支給につい てのお知らせ		
	就学援助認定通知		